

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和6年12月11日(水曜日)
開会 午前 9時59分
閉会 午前11時38分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	梅田政徳
魅力発信室長代理	林啓二		
市政情報課長兼デジタル化推進室長		難波孝次	
総務部長	内田和弘	総務課長	小川修
財政課長	岡真里	財産管理課長	林琢也
日本一優しい市役所推進室長	坂田圭		
市民生活部長	平田壯太郎	交通政策課長	渡邊康広
市民課長	小野美千代	選挙管理委員会事務局長	河原隆
消防長	中山利典	消防総務課長	西川貴

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

総務生活委員会審査報告書

令和6年12月11日

総社市議会議長 村木 理英 様

総務生活委員会
委員長 山田 雅徳

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第4号））	承認すべきである
議案第77号	総社市事務分掌条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第78号	備南競艇事業組合同規約の変更について	原案を可決すべきである
議案第79号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について	原案を可決すべきである
議案第82号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

開会 午前9時59分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから、総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は8名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度総社市一般会計補正予算（第4号））の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

この専決処分は、令和6年度総社市一般会計補正予算（第4号）であり、令和6年10月9日の衆議院解散により令和6年10月27日を投票日とする第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について、早急に補正予算の必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年10月1日に専決処分したものでございます。

内容につきましては、予算書により御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ376億2,200万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、予算書の10、11ページをお開きください。

第2款総務費、第4項選挙費、第6目衆議院議員選挙費になります。第1節報酬から第8節旅費までは、投票管理者や投票立会人、開票立会人の報酬、選挙事務に従事する職員などへの手当、会計年度任用職員に係る人件費が主なものでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、選挙に使う資材をはじめ、啓発、選挙事務などに要する経費でございます。主なものとしたしましては、投票所入場券のはがきの印刷、同じく投票所入場券の発送の郵券料、開票などで使用する機器の点検整備、ポスター掲示場の設置等の委託、選挙公報のポスティングによる配布のために必要となるものでございます。第17節備品購入費は、投票用紙自動交付機5台と投票用紙自動読取分類機を制御するコントローラー1台の購入に係るものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

予算書の8、9ページにお戻りください。

第16款県支出金、第3項委託金、第2目総務費委託金3,010万3,000円につきましては、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の選挙費委託金によるものでございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分1万5,000円とその他雑入は財源調整でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） おはようございます。

説明をお聞きいたしました、1点だけちょっと参考までに教えてください。

本来であれば、国の選挙、県の選挙等々については、ほとんど国県支出金となるべきではないかと思いますが、もちろん端数は一般財源が必要になってくるわけですが、今回100万円少々が一般財源にあるわけですが、これは何か特別なものがあっての一般財源の投入でしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 100万円のことについて御説明申し上げます。

備品購入費でありましたり、それから衆議院議員総選挙で購入したのも、この後の選挙で使えるようなもの、そういったものにつきましては委託金の計算をする上で9分の5が国のほうから委託金ということで、残り9分の4は市の一般財源ということで経費のほうを執行するようになっていきますので、その関係から今回備品購入費でコントローラーですとか、投票用紙自動交付機を購入する上で、100万円というのがこちらの市の負担ということになります。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 今回は国の選挙でございますけれども、やはり県の選挙においてもそういうふうな指導での財源の内訳になるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 県知事選挙ですとか県議会議員選挙につきましては、同じような計算方法で行いまして、割合が変わってまいりまして、県のほうが委託金でいただけるのが9分の2、要するに9分の7が市の負担となります。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 度々すみませんが、やはりそうすると、これからもそういうふうな比率で一般財源の投入はやむなしということでしょうかね。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 今後もそのようになります。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ちょっと1点だけ教えてください。

県知事選挙と同時選挙になったと思うんですけど、何か人件費とかの案分とか、そういうのがあったんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 同じ10月27日の投票日ということになりまして、期日前投票も10月16日から10月26日の間は県知事選挙と衆議院議員総選挙と重なって今回行っております。その関係で、経費のほうについても案分を行っております。もう単純に県知事だけに係るものであれば県知事、衆議院に係るものであれば衆議院のほうで、お金のほう、執行のほうを考えておりますが、御指摘があったように、例えば投票立会人でありますとか、市の職員の手当ということにつきましては案分するようになっていまして、案分の考え方なんですけど1対3、投票用紙の枚数で案分する方法を取らせていただいています。ですので、25対75という案分と、もう一つは投票数、枚数とかに関係なく仕事をしていただいたようなものは50対50というふうに、二つの案分方法で今回分けさせていただいています。

25対75のほうは、投票用紙に関係することのため、先ほど言いました人件費だったりとか、そういった類いのところであります。それから、50対50は駐車場の警備とかをお願いしておりましたけど、これについてはもう投票用紙の枚数に関係なく、来られる方の警備ということだったので、これは50対50で、その一つ一つに状況というか、支出した項目ごとに、どちらかの割合を定めさせていただきます。

それから、今回県知事選挙が先にあると分かってましたので、先に契約したものにつきましては支払い全部県知事選挙で、例えば100万円の手当、100万円全部県知事選挙費のほうへ払ったんですが、執行委託費の県のほうへの報告の際には、県知事選挙費で払いましたが、衆議院に係る分については衆議院の経費ということで報告しますので、決済した段階では支払った額と委託金で入ってくる額の関係がちょっと見た目上ではすぐ判断できないようなということになりますが、そのようにかかったほうの経費ということで、報告は県のほうに上げていくようにしております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

聞いていると非常に複雑な何か計算になってきて、投票所でミスがあったようなことに、この精算もならないようにしてもらいたいと思うんですけど、ちょっともう一つ確認ですけど、その結果の数字がここに現れているというふうな理解でいいんですかね、この専決処分のこの数字が。ちょっと確認で。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） ここの予算上の数字は、単純に衆議院議員総選挙を単独でした場合ということで計上させていただいております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認すべきであると決定されました。

次に、議案第77号 総社市事務分掌条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(小川 修君) それでは、議案第77号 総社市事務分掌条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、令和7年度に実施する機構改革に伴い、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、主な改正内容について御説明をいたします。

1枚お開き願います。

まず、第1条におきましては、防災及び危機管理に関する事項、市長直轄の組織から総務部の所掌に移管し、また「市民生活部」の名称を「あたたか市民部」に改めるものでございます。

次に、第2条におきましては、日本一優しい市役所の実現をより具体的に進める部署であるあたたか市民部の設置を軸とした組織の再編等を行うことに伴い、部の分掌事務を改めるものでございます。

次に、附則でございます。

第1項におきまして、本条例を令和7年4月1日から施行することといたしております。

第2項から第4項までにつきましては、本条例改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森安委員。

○委員(森安健一君) 市民生活部があたたか市民部になるということなんですけども、僕もちよ

となかなか理解できない。いきさつをもう一度、昨日も議案、昨日もこれあったんですが、もう一度いきさつをお聞きしたいんですけども、いろいろ皆さんで話をされたということなんですけれども、もう一遍お聞きしたいんですけど。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） いきさつということでございますけれども、今回の機構改革のメインとなりますのは、大きく変わる部分で新庁舎が来年度開庁してスタートをいたします。そこに向けて新庁舎の取組というところで、まず第1にその新庁舎の顔となる部分、1階部分でございますけれども、1階部分での総合窓口であったり、ワンストップというところを軸にして、新しい体制というところから取り組んでいくというところから始まっております。

その中で、顔である1階部分というところで、市民に対してより日本一優しい市役所を目指すというところから、そこでの業務をどのように行っていったらいいのかというところから考えていったときに、その体制構築としてライフイベントに係る部分を中心として、全体的な総合窓口、ほかの相談等も含めて、ワンストップ化を実現しようと取り組んできたところです。

その中で、日本一優しい市役所の実現に向けて、その先に何がというところになってきたときに、温かい関係であったりというところをベースにして取り組んでいくというような意思表示から、最終的に部の名称をあたたか市民部ということで行っていかうというふうに決定したところでございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） どれぐらいの方といろいろ議論しながら決めたのか、各部署にもよるんですけども、そういったところを教えていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 基本的には、まず総務部のほうで大きな枠組みは決めていくところを進めていったところでございます。その中で、この機構改革に伴いまして関係する、例えば市民生活部であったり、総合政策部であったりというところの部長あたりとの協議も当然進めていってまいりました。

さらには、そこにまたさらに関係していく、1階であれば保健福祉部も関係してきますので、そのまま部長の方々との協議というところも進めていく中で、副市長、政策監、最終的に市長との協議という形でその中身を具体化していくというところ、さらには加えまして職員組合のほうからの御意見等々もいただきながら進めていって、最終的に決定したというようなことでございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

今、部の話にもなるんですけども、今度新庁舎になって、部の標識というか、各名前が、今でしたら課で出していますよね。あれもあたたか市民課という表紙になるんですかね。課のほうはちょっと僕らもなかなかあれなんですけど、今市民課という窓口にプレートしてありますけども、それも変

わるんですか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） サイン表示のことだと思うんですけど、ただいままさに検討中のございまして、課名を入れて表示をするのか、もしくは特に1階部分につきましては業務名ですね、課のキーワードを列記して表示していくのか、そこは今ちょっと検討中のございます。

以上のございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

これも部に戻るんですけども、なかなか今こちらとしてもがやがやしてるところなんで、その辺はまたいろいろ、多分ほかの方も質問があると思うんですけども、ありがとうございました。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、じゃあちょっと何点かお尋ねします。

あたたか市民部という名前がちょっと結構クローズアップされてはいるんですが、それではない部分でちょっとお尋ねしたいと思います。

まず、分掌事務のところ、総合政策部にふるさと納税に関する事項というのが新しく加わっています。この狙いのあたりをちょっと教えていただきたいのが1点。

それとその後、総務部では防災及び危機管理に関する事項というのが、これは市長の直轄のところからこちらの総務部が変わっている、この目的とか、この狙いというのも教えていただきたい。同時に公有財産に関する事項というのが新たに追加されています。このあたりのことが一体どういうことかというところ。

それと、あたたか市民部では総合窓口に関する事項というのが加わっている。これは何となく分かります。ただ、この下のところに国民健康保険と後期高齢者医療に関する事項、そして年金に関する事項というのがこのあたたか市民部のほうに入ってくると、そしてさらには情報化に関する事項というのが総合政策部からあたたか市民部に入ってくると、ちょっとこの辺りのその狙いとか目的を、背景も含めて教えていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問のございますけれども、まずふるさと納税についてのございます。現在魅力発信室でふるさと納税に関する事務ということを行っておりますけれども、この魅力発信室のございます。市の魅力の効果的な発信によりまして、ふるさと納税等を推進していくというようなことを目的として設置をしている部署のございます。このあたり、ふるさと納税額を増やす新たな取組というものを加速させるために体制強化をするということをもって、ふるさと納税に特化した部署ということを目指して、新たにふるさと納税というところの事務を加えさせてもらったというところのございます。

それから、危機管理室を総務部の所掌に移していくというところがございますけれども、災害時などにおける迅速な対応を行うために、平成31年度から市長直轄の部署としておりますけれども、この5年間で職員の対応能力、体制構築というのは一定程度確立できてきたところじゃないかと思っております。このたび市長直轄の組織から総務部の所掌に移管するということにつきましては、平時であったり、災害時前の注意報の発令時など、そういったときにおきまして総務部内職員の連携協力をもって対応することにより、防災、危機管理ということに関する事務をより円滑に遂行しようということを狙いとして、市長直轄の部署から総務部のほうに所掌を移すということを今回提案させていただいております。

それから、新たなあたたか市民部の中にごございますけれども、順番がちょっと前後します、すみません。総務部のところのほうで公有財産に関する事項のところがございますけれども、今で言いますと財産管理課が所管しておりますこの事務、事項というところ、総務部の中の分掌事務の中でちょっと明確に示せてない部分もございましたので、このたび一つ加えさせてもらっているというところがございます。

それから、新たなあたたか市民部の中で、国民健康保険、後期高齢者医療、年金に関する事項が保健福祉部の分掌事務からこちらのほうに所管を移動させているというところがございますけれども、この国民健康保険、後期高齢者医療、年金に関する事務というのは、このたび総合窓口で一本化をして取り組むというようなところに対しまして、特に手続部分、ライフイベントに関する手続部分が多い項目でございますので、今で言いますと市民課ですけれども、市民課の管轄の中に入れるというようなところをイメージした部分で、ここのあたたか市民部の中に事務を移管しようとするものでございます。

また、情報化に関する部分でございますけれども、こちらにつきましては今回のあたたか市民部の中で取り組んでいくというところで、ワンストップというところをもって市民に対してという利便性の向上というところに、AIであったりというデジタルを活用したというところを組み入れて、よりそこを効率的に動かすというところを狙いにしまして、あたたか市民部の中に情報化に関する事項というのを移管したというところがございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。ちょっと再度、2点だけ教えてください。

このふるさと納税に関する事項をあえてここに入れてくださったというのは、これ我々総務生活委員会で事務事業評価でふるさと納税を取り上げて、力を入れるべきだというふうに提言をしたと思っておりますけれども、そういうところも考慮していただいてここに入れてくださったのかというのが1点と、もう一つ、防災のことなんですけれども、職員の連携強化というキーワードがあったんですが、市長直轄ではなくて、この総務部にこれを組み込むことで、具体的に今までこういうところでちょっと職員の連携が取れていなかったところが、総務部に来ることによってこういうふうに変

わってきますよって、もし具体的な何かイメージでも湧けば分かりやすいんですけど、どういうふうに変ってくるのかなというふうに思うので、ちょっと分かれば、そこをちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） まず1点目は、ふるさと納税に関してでございますけれども、三宅委員がおっしゃられるようなところも加味いたしまして検討していった結果、さらにここからふるさと納税の強化というところも必要だという判断の下に、このたびふるさと納税というところでの取組を進めていこうとするものでございます。

危機管理に関してでございますけれども、今でも必要に応じて総務部、総務課の職員もそうですけれども、必要時には応援体制というところでしております。このたび総務部内に移動するということをもって、部内の指示、命令という、上が総務部長からの命令の下に動くという体制ができますので、そのあたりのより指示系統というところが明確にできるというあたりでの連携が強化できるということでありまして、今連携が全くできていないというわけではございません。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

危機管理のことで、もう一点だけ。総務部長を基本的にトップにしていろいろ動いていくということですけど、総務部長より上の市長や副市長との連携というのは、当然ながら今までどおり十分にとり扱っていいものかと判断していいですかね。

○委員長（山田雅徳君） 総務部長。

○総務部長（内田和弘君） はい。今まで危機管理室長が直接市長とやり取りしていた部分を総務部長が代わりにやっていくという体制になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 昨日の質疑でもいろいろお話がありまして、お答えの中にも担当の部署、あるいは幹部、あるいは職員組合の意見も聞きながら、これにまとまったということであったかと思えますけれども、今まで検討された中であたたか市民部が最終的な案でしょうか、どのような名称が出されたわけでしょうか。まず、お尋ねします。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 名称の案ということで、どのような案があったかということでございますけれども、例えばですけれども「寄り添い」であったり、「つながり」とか「安心」、あと「ワンストップ」という、そこの部で取り組むということにふさわしいというようなあたりで、こ

のような名称、その他にもいろいろありましたけれども、こういったような案が例として出てきました。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） いろいろ協議の中では出たのではないかと思います、委員の中でもいろいろ話があります。なぜこの部だけが平仮名になるんだろうかということもありましたし、そのあたりのあたたか市民部だけが平仮名になった、そのいきさつは何かありますか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） いきさつということでございますけれども、特にこの部だけを平仮名でというところで検討というものはないんですけれども、このあたたか市民部という、この「あたたか」の平仮名につきましても、例えば「あつたか」であったり、漢字で「温か」という表記をする、温かの漢字も一つじゃございませんけれども、そういった部分も踏まえまして、この「あたたか」というところにとということで、特にこの部だけを平仮名でというところではいかなものかというような検討というはしていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） ここだけ平仮名ということになるわけですけれども、ほかの部について平仮名で改正するというような考え方はなかったんでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 特にそういった考えはしてないというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 新庁舎が2月の末に完成し、4月1日から新しい組織、そして4月21日で開庁というふうになるわけですけれども、恐らく庁舎の配置図というんですか、そういうもの、あるいは電話番号、そういうものを含めての何か市民にPRするパンフレットというか、そういうものも配られるのではないかと思います。配るとすれば、もう3月号の広報紙と一緒にかなとなれば、きちんとしたものを早くしなければ間に合わないという状況にもなるかとも思いますけれども、もちろんいずれの事項にしても賛否両論はもちろんあります。どちらでもいいわという人も、もちろんおられます。これに決まったら、これで動こう、それよりは名称には恐らく仕事の内容が十分いけばいいのではないかと、このようなことも思っておりますし、そのあたりを含めて、これから4月1日に向けてのあたたか市民部ということになれば、どのような具体的な取組を各課、各部が考えられているか、これから検討の課題であろうと思いますけど、そのあたりの進捗状況というか、協議事項はどういうふうなことに今なっておるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 広報紙等でお知らせをという話でございますけれども、今のところは

予定している機構の部分で、広報紙で御案内をするというようなタイミングにつきましては、来年度の頭のあたりがタイミングとしていいのではないかなというところで、今検討をしているところでございます。

広報紙にというところとは別に、どのような形で今の機構の中で体制を整えていくところが進んでいるかというところでございますけれども、大枠といたしましては、このあたにか市民部の中で設けるワンストップを実現するための課、それから日本一優しい市役所の推進する課、デジタル推進課、あと今でもございますけども人権・まちづくり課や交通政策課というところをもってあたにか市民部というところを構築していくというようなところでございますけども、その中でのあとは職員に対して、実際に細かい実務的な部分の動きというところもこれから進めていく中で、人事異動、来年の4月1日からの異動というようなところを、早期に人員体制というところを明確にしていければ、そこからの周知を図っていく、職員に対してですけれども、周知を図っていくという流れで、ここから進んでいくというところであります。

今はまずその部分の大枠部分というところで、この部の分掌事務というところを今、案として固めたところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） これから議会でもいろんな詰めをされていく、年が明けますと十分協議しながらやっていかなければならないわけですけども、もう日にちもあまりありません。時間もないという状況の中で、職員はもう大分理解しておると思うんですが、市民はまだまだ分かっていないという状況であろうと思うんです。市民に対して1,000人以上の方が今の工事中の現場も見られておるわけで、かなり期待をされておるという状況ではないかと思うんですが、早めに配置図であるとか、電話番号であるとかというものが市民に周知徹底されるべきではないかと思います。そうしないと、もちろん開庁は4月ですから、それからでもいいということになるかも分かりませんが、そのあたりはどうなるのか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 御指摘いただきました。なるべく早めに市民の方には周知をしていければというところをもって、取り組んでいきたいと思っております。

あと、ちょっと新庁舎における電話番号につきましては、いずれにいたしましても4月21日以降の開庁後での電話というところになってしまいますので、あまり早めにそのところをアナウンスをしてしまいますと、逆にちょっと混乱という部分もありますので、そのあたりのところは調整をしながら市民の方にはお知らせをしていくというところを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） とにかく市民がいろいろ期待されとる面が多々ありますので、そのあたり

は十分御配慮いただければありがたいかなと、こんなことも思っております。

一般の市民の方にはあまり関係ないと思いますけれども、現行の機構が例えば左側にあって、新しく開始するのが右側にあって、その事務の所掌がこっちからこっちへ行きますよと、これはこの上に行きますよ、これはこっちへ行きますよというような比較の資料は議会に提出をされませんか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 今後この部内の課、室、係というようなあたりの機構の部分も固めていくといいますか、より具体的な形というのを構築をしていきますので、その際には総務生活委員会のほうには御報告を差し上げるようにいたします。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 市長の答弁の中にもふるさと納税課ができるとか、あるいは職員課ができるとかという、一つの考え方であろうと思いますけれども、その辺については部でないわけですから条例等々は出てきませんが、そういうふうなことも踏まえて、職員にも周知徹底も必要でしょうし、一般の市民にもそういうものもあったほうがよく分かるのではないかと思いますので、できればその比較表というんですか、それを委員長、資料要求したいと思うんですけど、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） また、持ち帰って検討して、お願いするようであれば、また検討したいと思います。

（「以上です」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 昨日の質疑もあったとおり、あたたか市民部が非常にクローズアップされておるわけですが、非常に昨日の御説明でもあった、一生懸命協議をされて、先ほどもいろんなものが案として上がってきたというところで、総合窓口、1階が非常にクローズアップされる中で、この名前になったことが協議をされて決められたことなので私は尊重したいなと思うんですが、実際に市民の方が主体者ですから、市民の方があたたか市民部に向かって来るんでしょうか。それとも、玄関入ってどこに行くかといったら、総合窓口にまず行かれると思うんですけど、その辺の想定はどういうふうに思われてますか、ちょっとそれをお伺いします。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 来庁された方が目にするところで、多くは課、室、係の表示であったりというようなところをもって来られるということが多いと思います。また、電話、メール等でございますのは、やはり課、室、係というところをもって、その内容、業務としてしているかというところをもって来られたりとか、電話、メールで問合せをされるという方が大半であるというふうに思っておりますので、その中でそのを所管する部の取組というところで、今回その方

向性というところを明確にさせてもらってというところで、このあたたか市民部という名称にさせてもらってるというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 総務課長がおっしゃるとおり、市民の方がやっぱり当然課、室に向かってこられるんですから、さほどあたたか市民部という名前がどうなのかというのは、こだわるところではあまり市民の方はないのかなと私も正直思うところでもありますけども、実際でも市民生活部からあたたか市民部になると、これは担当の部長の名刺もそうなるわけで、そうすると非常に話題にもなるかなと思うんですが、実際の、すみません、ここは市民生活部長、御自身があたたか市民部の名刺をお出しすると話題になるというふうな認識は何かお持ちですか。

○委員長（山田雅徳君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平田壯太郎君） 岡崎副委員長の御質問にお答えいたします。

当然ながら名刺につきましては、あたたか市民部長として表記させていただきます。

（「表記だけ」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） ちょっと実直なお答えでありましたけども、話題になってどういうものなのということで、新しい新庁舎ができて、新しい名前に部が一応なるわけですから、話題になってはその説明をすると、ああ、そこまで導入をされてるのかという想定を向こうがしてくれて、ああ、総社市役所頑張ってるねと、面白いねという話になるんじゃないかなということを私は勝手に想像するわけです。

次の質問なんですけども、先ほど三宅委員がおっしゃったこの分掌事務のところ、総務部に危機管理室が行くと、あたたか市民部にほぼ健康医療課の事務が行くと。そうすると、その部分だけ今までよりも分掌事務がヘビーになるという認識でよろしいんでしょうか、いかがでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 部の中でのということですよ。そこらは事務が移るだけは、その部を所管する部長の重くなるというウエートというのは当然ですけども、そこで持ってた事務部分のウエートだけ乗っかるということになります。

（「1点だけいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） ちょっとお願いに近いんですけども、これ機構改革、4月1日からということになります。実際問題開庁は4月21日からということで、その21日まではこの庁舎で当然やるということで、そうすると4月前後というのが一番窓口業務が大変な時期に、このあたたか市民部に結構いろんな重要な課が乗っかってくるということで、恐らくあたたか市民部自体はかなり圧迫してくるんじゃないかと想像するわけで、新しい庁舎のことも考えないといけないし、当然旧庁

舎で旧来の事務を一生懸命こなしていけないといけないという、そのあたりでミスが起こらないようにしてもらいたいんですけど、そういうことも考えられてはいますかね。

○委員長（山田雅徳君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平田壯太郎君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

3月から4月にかけて、市民課のほうは繁忙期でございます。こちら繁忙期ではございますが、新しい庁舎のシステム等につきましては、現場のほうで訓練をしながら、4月21日にはスムーズに移行できるように取り組んでいこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

担当部の部長はその気持ちでおられますけど、副市長にこのあたりのところのサポートというか、恐らくかなり大変なことになるとは思うので、十分にミスのないようにやってもらいたいと思いますんで、これ特に答弁は要らないです。

○委員長（山田雅徳君） ありますか。よろしいですか。

副市長。

○副市長（中島邦夫君） 当局はもう3月終わりから4月21日まで、ここは本当に特に注意しないといけないなと思っております。人事異動の件もありますし、そういったことは本当にこれから十分に検討してまいりたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） すみません、私もちょっとこれお願いで、もう分掌事務というか、部分になるんですけども、先ほど財産管理課長がおっしゃった建物内のサイン、実は私も20年以上前はサイン屋におりましたものですから。JVの所長にも業者が決まっていますという話がありました。大現場で大きな案内板とかというものは、紙でそれに文字を印刷されたものを貼って、大きさを確認しながら、色見本があって、文字は何をもって、フォントというんか、文字をどういうふうなのを使うかってやるはずなんです。ですから、もう大きければ大きいほどいいわけじゃありませんけど、視認性のいい、なおかつ総社市を表すようなことでしっかりと、サイン屋に任せっきりでなくて、しっかりと総社市役所としてのこうやりたいんだ、こういうふうに見せたいんだということアピールをぜひともしていただきたいと。機構改革が近年いろいろあります。室がまたつくられたりします。そうすると、室名札であったり、いろんな表示板が交換しやすい、もうここも50年以上たってますから、上にシールを貼ってとか、こんなにしとるパターンもあるんですけど、それはもう年数がたってやむを得ないんですけど、ある程度交換しやすいようなものも考えたり、御提案をいただいたりして、ぜひとも新庁舎、そういったサインの御提案をしっかりと当局のほうからもしてほしいと思っておりますので、よろしく申し上げます。関連ですみません、一応、はい。

○委員長（山田雅徳君） 行けますか。

財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） ありがとうございます。

サイン表示につきましては、先ほども申しましたとおり、今まさに検討中でございます。その中で、まず多言語表示ですね、表示につきましては英文表示とそれから平仮名表示を考えております。あとデザイン的にも、今回で言えば山手地区から、桃のイメージしたものを何かそういったサイン表示にしてほしいという御提案も地域のほうから受けておりますので、そういったものもデザインの中に取り込みながら、なおかつ先ほど委員が申されましたように視認性も確認しながら、いわゆるモックアップといたしまして、実際の実物大の大きさを、現地で確認しながら現在行っておる状況でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

（「最後一つ、なければ」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 最後にもう一つお願いがあり、考え方をお尋ねしたいと思うんですが、新聞にもあたたか市民部ができるというようなことが出ておりまして、市民が期待をしておるものもあるし、何だろうかという不安もあるかも分かりませんが、3月末、4月初めはこの庁舎です。4月21日からは新庁舎です。ということになれば、そのあたりの混乱期がスムーズにいくかなということ非常に思っておるわけですし、いってほしいと思うし、市民からの苦情もなければいいがな、こんなことも思っておりますが、もし最悪の場合、このあたたか市民部が何ですかという苦情がたくさんあった場合には、条例ですが改正する、再度元へ、例えば市民生活部にするのか何か分かりませんが、そういうふうな改正するような条例を提案する考え方はどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） すみません、仮定の話になって大変恐縮なんですけども、もしお答えすることがあればですが、いかがですか。

（「条例、まだ決まってもない」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） うん、決まってもないんで。

（「決まってもねえ話よ」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ちょっとやめときましようかね。まだ決まってないですからね。まだどうなるのか、分かってないので。

ということでもありますので……。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） なければ、私から聞きたいことがあるんですが、それは自席でも構わないでしょうか。じゃあ、自席からお尋ねいたします。

この間の答弁、質疑の中であたたか市民部という名称について、どういったいきさつがあったのかという質疑、また御答弁をいただいております。その中で先ほど総務課長からの答弁の中では、総務部がまず中心となって各部長、幹部の中で協議をして、市職員組合とも話をしたということでありました。当然部長だけで話をしたわけではなくて、その部を代表されているので、その下の課長とかいろんな方とお話をされたと思うんですが、この名称を変えるに当たって、こういうふう動きがあったというのは説明がありました。

私がちょっとお尋ねしたいのは、これ名称の変更ありきで話が動いているのか、今までの答弁を聞くと分掌事務、こういうことをやりますよ、どういうオペレーションでやりますよという協議がありました。新しい部署なので、新しい名前で行きましょう、どういう名前がいいですかというふうな動きがあったというふうに、これまでの答弁の中から私はそう受け止めているんですけども、ちょっと名前変更ありきでこの物事が進んでいってるのか、どうだったのかという、そちらの経緯をちょっと教えていただきたいと思います。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 山田委員長からの御質問でございますけれども、名称がどういう流れで決まっていたところ、今関連している部分だと思うんですけども、部の名称につきましては、最終的に部の名称というところにたどり着いてる部分でございます。あくまでもその部の中でやっていこうとする方向性、どういったことをもって進めていくかというようなところの体制づくりを先にしていた中で、そこにたどり着いたところでの方向性、あたたかい関係をつくるであたりというところをベースにやっていこうというところから、最終的な部の名称を決めたときに、このあたたか市民部という名称にたどり着いたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） じゃあもう一点。

名称の経緯についてはお答えいただきましたんで、分掌事務のことなんですけども、先ほど来何点か質疑がありました。国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項と、年金に関する事項というものがこの新しいあたたか市民部に入るということでありましたんで、すみません、私の認識が間違ってるかも分からない。ちょっと過去の経緯の中で、過去こういった部門というものが市民課なり、もともとあって、何かしらの理由があって保健福祉部が変わっていった。現在またこういった形で市民に関するところに、言い方が合ってるかどうか分かりませんが、戻ってきたというような状況なのかなと思います。その経緯と、あとオペレーション的にこれは大丈夫なものなのか、そういった実際協議をされた上で今決まってると思うんですけども、実際の運用上、過去ちょっといろいろあって移したんだというものが、また戻ってくるという、そういった部分で状況はどうなのかというのをお尋ねいたします。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 国民健康保険、後期高齢者医療、年金に関する事務の所掌というところでございますけれども、総社市におきましても以前の、今でいう市民課相当の部署の中で行っていたというようなこともございました。これは今の手続部分のところの集約というところをイメージして、今の市民課相当のところの部署なりで事務を行うのか、もしくはヘルス部分ですね、そういったところとの連携強化という医療費の観点から、そういう一くくりというところをイメージして、今ですけれども健康医療課のような形で取組をするかというようなところ、どこに主眼を置いてその事務を行うかというのが大きいかと思っておりますけれども、このたび事務手続のワンストップ化というところと、市民サービスの向上というところをより強化するというような目的で、市民課相当のところに事務を移管しようというところでございます。

○委員長（山田雅徳君） 確認をいたしますが、もちろんオペレーショナルには問題がないということですね。よろしいですか、はい。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 本市におきましても、以前もしていたというようなところの部分で対応していくというところでございますので、オペレーショナルには問題はございません。

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

この際、本件に対する修正案を提出したいので、副委員長と交代いたします。

[委員長席交代]

○副委員長（岡崎亨一君） それでは、私が委員長の職務を行わせていただきます。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時11分

○副委員長（岡崎亨一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付のとおり、ただいま本件に対しまして山田委員から修正案が提出されました。

では、提出者からの修正案の説明を求めます。

山田委員。

○委員（山田雅徳君） お時間をいただきありがとうございました。

それでは、議案第77号 総社市事務分掌条例の一部改正についてに対する修正案について説明をいたします。

まず、修正理由としては、第1に、私は部署の名称は市民に分かりやすいものでなくてはならないと考えております。市民の生活に直結する部門であります市民生活部は、その名が表すとおり

市民の生活に直結した手続を担当する部門であるということが具体的に想像をされます。また、その名称というものは、これまでの実績から既に来庁者、市民に浸透しておると考えております。そのままで十分かと思えます。

第2に、他の部署の名称、例えば産業部であるとか、環境水道部であるとか、保健福祉部であるとか、その名称からその部署がどういったことを担当しているのかというのが具体的かつ容易に伝わってまいります。一方で、今回提案をされていますあたたか市民部については、なぜこの部署名だけが抽象的な表現を用いられているのか、提案理由の説明、またこの間の質疑に対する答弁では、新庁舎、新しい市役所を温かい市役所である、そういったことをアピールしたい、表現したい、そういった答弁がありました。その点については、もちろん十分理解をしております。それならば、市役所が温かいということを出せばいいわけでありまして、この市民生活に関わる部門だけを抽象的な表現にするという、そういった今回の提案には私は疑問が残ります。こだわるべきは名称ではなく、どういった仕事をしていくのかという、そういった委員からの声もありましたが、やはりその部門が市民生活に密着した行政サービスを提供する部門であるという、その部署のこれまでの市民生活部という名称には、私はこだわりたいと、その名前にこだわりたいと思っております。

既に市民に浸透しております、具体的な業務というものを表現している、その市民生活部という名前こそが私は新しい市役所においても市民生活に直結する部門の名称にふさわしいと考えておりますので、以上の理由から今回お手元に配付しております修正案のとおり、あたたか市民部という名称を市民生活部となる、今までのままというように提案をいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上で、修正案の説明を終わります。

○副委員長（岡崎亨一君） これより、修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（岡崎亨一君） なしというお声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

質疑がないようでありますので、これをもって修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、修正案及び原案について一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 討論ですけれども、私は修正案には反対して、原案に賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

まず、修正案を出された山田委員には本当に心から敬意を表するんですが、今までの経緯を当局のほうのお話を聞きましても、新庁舎での最前線になる窓口、そこの部の名前があたたか市民部ということでありまして、その気持ちは非常に大きく酌みたいなというふうに思います。それと、先

ほど同僚委員が質疑の中でおっしゃられましたけれども、部の名前は非常に重要だと当然認識しておりますけれども、市民の方の一番もとの中心に考えてこられる名前はやはり課であると思いますので、そこはそのとおりだなというふうに思っております。

修正案の説明の中で抽象的だという、あまりにも抽象的だというお話があったんですが、これ市民部という名前が温かい市民部ということで、確かに抽象的な部分も温かいというところにあるかもしれませんが、市民部という名前があるので、これは一市民としても分からないわけではないかなというふうに思っておりますので、当局のほうは働かれる方々が、市長、副市長、政策監、そして関連部署、職員組合の方々が中心になって協議して、この名前を提案されたということは、そこは尊重したいなというふうに思っておりますので、改めて申し上げますけれども、提案者の修正案には反対で、原案を賛成したいというふうに思っております。

○副委員長（岡崎亨一君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（岡崎亨一君） なしでよろしいですか。

それでは、これをもって修正案及び原案に対する討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

まず、修正案について採決を行います。

本件の採決は起立により行います。

修正案は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○副委員長（岡崎亨一君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副委員長（岡崎亨一君） 結構です。起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決すべきであることと決定されました。

それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

〔委員長席交代〕

○委員長（山田雅徳君） では次に、議案第78号 備南競艇事業組合規約の変更についての審査に入ります。

では当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） それでは、議案第78号 備南競艇事業組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、備南競艇事業組合の名称変更に伴います当該組合同規約の変更についてでございます。

備南競艇事業組合は、2年ごとに総務大臣からモーターボート競走施行権の指定を受け、モーターボート競走法によるモーターボート競走に関する事務を共同処理する一部事務組合でございます。

このたびの規約変更につきましては、組合名称を「備南競艇事業組合」から「備南ボートレース事業組合」に変更するに当たり、組合同規約を変更しようとするものでございまして、第1条中に定めております組合名称を改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和7年4月1日から施行することといたしております。

この規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） これ分かれば教えていただきたいんですけども、競艇という言葉が、ボートレースというふうな、一般的に言われ始めたのが平成22年、2010年からだというふうに調べたらそういうふうなことが出てきて、これは世界にこの競艇という文化が通用する横文字にしたりだとか、若者を取り入れるために横文字にするということで2010年、平成22年に競艇からモーターボートレースという名前が変わったということだそうなんです、これ何でこんなタイミングで議案として今回出てきたのか、背景がもし分かれば教えていただけたらと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 三宅委員からの御質問でございますけれども、この時期にというところでございますけれども、競艇というところから、これは全国的なところでございますけれども、先ほどの話にもありましたけれども、名称をボートレースというようなところ、イメージアップというところも含めてにはなると思いますが、そういった形で名称の変更というようなところが全国的に展開されてきたというところでございます。

それに対しまして、ボートレースの施行者でございますけれども、全国24場、35施行者がございますけれども、その中の一つがこの備南競艇事業組合でございます。段階的にはありませんけれども、ほかの施行者も徐々にこの競艇という名称をボートレースという名称に変えていってというようなところがございまして、今、全体35施行者の中で競艇という文字を使った形の名称を使っているというのは、もう今は五、六施行者というふうになってまいりました。この機、だんだんそういった流れにというところがございます、この名称を備南競艇事業組合に関しましても統一感を持たせるという意味で、ボートレースというところに名称を変えた形に変更しようというふうにとどり着いたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） はい、分かりました。

全国でたくさんあるこの競艇組合等もだんだんだんだん変えているから、その流れに乗ったというふうに理解はしました。はい、分かりました。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第79号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） それでは、議案第79号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少に伴います当該組合規約の変更についてでございます。

岡山県市町村総合事務組合は、加入市町村等の職員の退職手当に関する事務のほか、非常勤職員の公務災害補償等を共同処理するために設けられている一部事務組合でございます。

このたびの規約の変更につきましては、令和7年3月31日をもって和気北部衛生施設組合が解散することに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに組合規約を変更しようとするものでございます。

組合規約の一部変更といたしまして、別表第1及び別表第2に定めております「和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合、和気北部衛生施設組合」を「和気・赤磐環境衛生施設組合」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は令和7年4月1日から施行することといたしております。

この規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理（林 啓二君） それでは、議案第82号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度途中における事業の推進により必要となりました経費等を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ381億3,700万円とするものでございます。

主な内容につきましては、本委員会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12ページ、13ページをお開きください。

○委員長（山田雅徳君） 準備はよろしいですか。

続けてください。

○魅力発信室長代理（林 啓二君）（続） 第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第11節役務費132万2,000円の増額でございますが、電話料金における通話料割引サービスの終了に伴い、通信運搬費の不足が見込まれることから増額しようとするものでございます。第24節積立金でございますが、企業版ふるさと納税寄附金1,000万円をそうじゃ創生応援基金へ積み立てよ

うとするものでございます。

同款、同項、第9目出張所費、第10節需用費75万8,000円の増額は、清音出張所の電気及び上下水道に係る経費が不足する見込みであるため、増額しようとするものでございます。

同款、第2項徴税費、第2目賦課徴税費、第7節報償費1億1,900万円及び第11節役務費4,120万円の増額につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に伴い、返礼品等に係る経費を増額するものでございます。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費2万4,000円の増額につきましては、総務省消防庁の消防団車両等の無料貸付制度を活用して、総社市消防団へ小型動力ポンプ積載車1台の無償貸付けを受けようとするために必要となる車両登録等の諸経費を計上するものでございます。

第13款予備費につきましては、財源調整でございます。

続きまして、歳入につきまして本委員会の所管に属する部分について御説明をいたしますので、8ページ、9ページへお戻りください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金、第7節ふるさと納税寄附金3億1,000万円につきましては、寄附の増額が見込まれることから増額するものでございます。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金1億2,460万円及び第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄の一番下、その他雑入71万5,000円のうち、本委員会の所管に属するものは6万8,000円で、どちらも財源調整でございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為の補正、追加の事項欄1行目、ふるさと納税「そうじゃの新米」令和6年度分追加分につきましては、令和6年産米の取扱量の増加に伴う経費の限度額を追加するもので、期間を令和6年度から令和7年度まで限度額を7,350万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

事項欄2行目、新庁舎清掃業務委託及び3行目、新庁舎設備管理業務委託につきましては、新庁舎の供用開始日からの業務開始に向けて本年度中に契約を締結しようとするもので、期間を令和6年度から令和7年度まで限度額をそれぞれ記載の額とし、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名、大事業を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「ちょっと確認だけ」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 三宅委員。

○委員(三宅啓介君) 歳入の企業版ふるさと納税1,000万円、これはどこからのあれですか、ちょっと確認で教えてください。

○委員長(山田雅徳君) 魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理(林 啓二君) 企業版ふるさと納税の寄附金につきましては、今現在申出をいただいております。しかしながら、内容は公表不可という形のもので申し出ておりますので、この場で回答することができませんので、御了承ください。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員(高谷幸男君) 今1,000万円出ましたが、企業名を伏せてほしいということですが、これはもう仕方ないんじゃないかとも思いますけども、基金の1,000万円というのはどういうふうな考え方で今回設置する、あるいはそこへ持っていくという、将来的な用途はどういう考え方でしょうか、お尋ねします。

○委員長(山田雅徳君) 魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理(林 啓二君) 高谷委員の御質問でございますけども、今回基金のほうに積立てを計上させてもらっております。その額は高額であることから、また申出の方、企業からは誰もが安心して働きたくなる総社事業に活用してほしいという申出がございました。そういうことも踏まえまして、今後寄附をいただくことによって、より多くの事業者のほうの支援につながる取組として活用したいという考えを持ちまして、基金のほうに積み立てる計画でございます。

以上でございます。

○委員長(山田雅徳君) 高谷委員。

○委員(高谷幸男君) そうしますと、今までは100万円、200万円の企業版ふるさと納税の寄附であったかと思うんですが、今回1,000万円という非常に大きな額をいただけるということですが、これからもそういうふうな大きな額が来れば基金への積立てをするような考え方でしょうか、どうでしょうか。

○委員長(山田雅徳君) 魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理(林 啓二君) 高谷委員の再度の質問でございます。

高額である、またこの事業に活用してほしいという内容を踏まえまして、その都度協議させてもらいながら、今後財政課のほうと協議させていただきながら決めていきたいと考えております。

○委員長(山田雅徳君) よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 電話料金についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） すみません、款、項、目をいいですか。

○委員（三宅啓介君）（続） 第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費の電話料金についてお尋ねしたいと思います。

これ当初予算ではあまり思わなかったんですけど、ここに来て割引サービスがなくなって、ちょっと1,000万円以上の、トータルですけど、執行予定額になりますということが書かれてますが、これ何台分あって、今後何かこのあたりの割引サービスに相当する努力みたいな、何かそういうことを考えられているのか、それとも来年度以降はずっと同じぐらいの予算がかかってくることを想定されているのか、ちょっと教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 三宅委員の御質問にお答えします。

基本的には、今回トータルで約1,112万3,000円という形で見込みをさせてもらっておりますが、来年度以降も多分このような金額になるのではないかと想定をしております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 三宅委員と同じく第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、庁舎管理経費の電話通話料金割引サービス終了ですけども、ちょっと調べたところ、割引サービスがマイラインなのかどうなのか、その辺がちょっと分からなかったが、何のサービスが終わる、いわゆる固定電話に対するちょっと比重をなくそうというNTTの動きなのかなという理解をしておりますが、その辺ちょっと分かったら教えていただけますか。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（林 琢也君） 今回ののはNTTコミュニケーションズが提供している割引サービスでございます、NTTの固定電話網がIP網移行化に伴って今回の割引サービスがなくなるというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時38分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳

総務生活委員会副委員長 岡崎 亨一